売買取引基本契約書

売主：株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、買主：株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、甲乙間における継続的な売買取引について、以下のとおり売買取引基本契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

１　本契約は、甲が乙に対し、甲の取り扱う商品（以下、「本件商品」という。）を継続的に売り渡し、乙がこれを買い受けるにあたり、その基本事項を定めるものであり、甲乙間における本件商品の個別の売買取引（以下、「個別契約」という。）すべてに適用される。

２　甲及び乙は、協議のうえ、個別契約において、本契約に定める条項の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の定めが本契約に優先する。

第２条（個別契約の成立）

個別契約は、乙が甲に対し、発注年月日、品名、数量、単価、納品期日、納品場所、納品方法等を記載した注文書により発注し、甲がこれを承諾することにより成立する。

第３条（本件商品の引渡し）

１　甲は、乙に対し、注文書に記載の条件に従って、本件商品を引き渡す。

２　本件商品の引渡しにかかる費用は、乙の負担とする。

第４条（検収）

１　乙は、本件商品の引渡しを受けたときは、本件商品の引渡し後３営業日以内に、本件商品の種類、品質及び数量を検査する。

２　乙は、前項の検査の結果、本件商品に種類、品質又は数量に関する契約不適合を認めた場合、前項の検査後３営業日以内に、甲に対して書面により通知する。乙がこの期限内に通知を行わなかった場合は、検査に合格したものとみなし、これをもって検収完了とする。

第５条（代金の支払）

乙は、甲に対し、本件商品の代金を、本件商品の引渡しを基準時として毎月末日に締め切り、翌月末日までに甲が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、その振込手数料は、乙の負担とする。

第６条（所有権の移転）

本件商品の所有権は、第４条の検収完了時に、甲から乙に移転する。

第７条（危険負担）

１　本件商品の引渡し前に発生した本件商品の滅失、毀損等の危険は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とする。

２　本件商品の引渡し後に発生した本件商品の滅失、毀損等の危険は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

第８条（契約不適合責任）

１　甲は、本件物品に種類、品質又は数量に関する契約不適合がある場合、乙の選択に従って、甲の負担をもって、遅滞なく、交換、修補、追加納品、代品提供、その他の方法による履行の追完又は代金減額を行う。ただし、次に掲げる区分に従い、乙が甲に対する通知を行った場合に限る。

　一　乙が第４条第１項の検査によって契約不適合を認めたとき

　　　乙が第４条第２項の通知を期限内に行った場合

　二　第４条第１項の検査によって発見できない契約不適合があるとき

　　　乙が本件物品の引渡し後６か月以内に当該契約不適合を発見し、当該契約不適合の発見後３営業日内にその内容を甲に対して書面により通知した場合

２　乙が方法を指定して前項の履行の追完を請求した場合でも、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が指定した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

第９条（製造物責任）

本件商品の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る損害が生じた場合、甲は、甲の負担をもってその解決にあたるものとする。

第１０条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が本契約の条項又は個別契約の定めのいずれかに違反し、是正の催告をしたにもかかわらず、１週間以内に当該違反が是正されない場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なく直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）監督官庁による営業許可の取消し、営業停止等の行政処分を受けたとき

（２）支払不能、支払停止又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（３）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（４）仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（５）公租公課の滞納処分を受けたとき

（６）手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

（７）財産状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（８）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（９）本契約の条項又は個別契約の定めについて重大な違反があったとき

（１０）その他本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第１１条（期限の利益の喪失）

甲及び乙は、前条第２項又は第１６条の事由が生じた場合、相手方に対して負担する一切の債務について、期限の利益を喪失する。

第１２条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の条項又は個別契約の定めのいずれかに違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に発生した損害（現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない）を賠償しなければならない。

第１３条（遅延損害金）

甲及び乙は、本契約又は個別契約における金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し、年１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第１４条（不可抗力）

１　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、甲及び乙の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約又は個別契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対して責任を負わないものとする。ただし、金銭債務の履行遅滞については、この限りでない。

２　甲及び乙は、前項の事由が生じた場合、直ちに相手方に対して通知するとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くすものとする。

３　甲及び乙は、第１項の事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難な場合、協議のうえ、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

第１５条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約及び個別契約により知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約及び個別契約の目的の範囲外で使用し、又は第三者に開示してはならない。ただし、次の各号の情報については、この限りでない。

（１）開示を受けたときに既に保有していた情報

（２）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

（３）開示を受けたときに既に公知・公用であった情報

（４）開示を受けた後、乙に責任のない事由によって公知・公用となった情報

（５）開示を受けた秘密情報を利用することなく独自に取得又は創作した情報

（６）相手方から秘密保持義務を負わない旨の書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同じ）による事前の承諾を得た情報

２　前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合には、必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示することができる。

（１）法令、官公庁又は裁判所の命令・要請等により秘密情報を開示することが要求される場合

（２）弁護士、税理士、公認会計士その他これに準ずる法律上の守秘義務を負う者に対し、本件取引に関する相談・依頼をするために秘密情報の開示が必要となる場合

第１６条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なく直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第１７条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約及び個別契約における一切の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第１８条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、又は該当するおそれがある場合、相手方に通知しなければならない。

（１）第１０条第２項に定める事由

（２）商号、代表者、所在地、資本金又は事業目的の変更、その他経営に重大な影響を及ぼす事項

第１９条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３か月前までに甲又は乙が本契約を更新しない旨の書面による通知をしなかった場合、本契約は１年間更新され、以後も同様とする。

第２０条（契約終了後の効果）

１　本契約の終了時において未履行の個別契約が存在する場合、当該未履行の個別契約について本契約が適用されるものとする。

２　本契約の終了後といえども、本契約第８条ないし第１７条、本条、第２１条及び第２２条など、その性質上当然に存続する条項は、なお有効に存続するものとする。ただし、第１５条については、本契約終了後５年間を存続期間とする。

第２１条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２２条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

甲：

乙：